

農業で独立・開業するときは 「認定新規就農者」になろう！！

【認定新規就農者とは】

新たに農業を始める方が、「青年等就農計画」を市町へ提出し、認められるとすることができます。認定には、農業所得約300万円以上の計画作成や就農に向けた研修を受けることが必要です。

青年等就農計画の作成

- ・継承する場合、経営状況を確認しよう
- ・計画づくりは、市町や振興局がサポート

市町へ提出



市町で審査会

- ・審査会の時期は市町で異なります
- ・計画への質問に答えられるようになろう

計画の認定



認定新規就農者

認定新規就農者のメリット

国の支援制度が使える！

- ・「経営開始資金」 経営確立に向けて就農から3年間、年間165万円の支援。(各種要件有り) R7から親と同じ品目でも対象になる。(農地・施設は新たに調達するなど要件有り)
- ・「経営発展支援事業」 初期投資を軽減するため、施設や機械等の導入を支援。事業費最大1,200万円に対し最大75%補助。(メニューや要件により補助金額などが異なります) など



補助事業や融資のメニューが増える！

- ・県の「ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業(R7)」の「認定新規就農者応援型」の対象。
- ・「青年等就農資金」日本政策金融公庫による無利子の融資が使える。 など
- ・市町の補助事業の要件になっていることもあります。

計画をもとにスムーズな経営確立が目指せる！

- ・目標を「見える化」し、具体的な計画を立てて、就農準備や農業経営に取り組みましょう！

認定新規就農者に必要な研修受講は、就農研修機関がおすすめです

【認定新規就農者制度の相談窓口】

島原振興局 地域普及課	TEL 0957-62-3677
島原市 農林課	TEL 0957-68-5486
雲仙市 農林課	TEL 0957-47-7828
南島原市 農林課	TEL 0957-73-6661

島原半島の就農研修機関



JA島原雲仙

JA生産部会の受入農家から実践的な農業経営を学びます
JA島原雲仙 担い手対策課
TEL 0957-61-0227

南島原市 トレーニングファーム

みかん類に特化した研修。
果樹を始めたい人はココ！
南島原市 農林課
TEL 0957-73-6661

就農準備資金が使えます(要件有り)